

苦情対応のフロー～非特定調達の場合～

★ 苦情の原因となる事実

(1) 入札参加者等からの苦情申立て（口頭でのやりとり）

(2) 発注機関との協議（主として口頭でのやりとり）

★の翌日から起算して5日以内

(3) 書面による発注機関あて一次苦情申立て

申立期間の経過その他客観的かつ明白な事由による却下

(3)を受理した日の翌日から起算して5日以内

(4) 書面により回答（再苦情申立の教示を含む）

(4)を受け取った日の翌日から起算して7日以内

(5) 再苦情の申立て（知事あて）

(5)の申立後5日以内

(直ちに)

申立期間の経過その他客観的かつ明白な事由による却下

(6) (知事から) 委員会へ諮問

(5)の申立てからおおむね 50日以内

(7) 審議結果をとりまとめ、知事に答申

(7)の答申を受けた日の翌日から起算して5日以内

(8) 知事は、再苦情申立者に対する回答を行う